○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

平成１９年３月３０日

規則第８号

改正　平成20年3月28日　規則第2号

平成20年12月1日　規則第5号

平成21年4月1日　 規則第2号

平成22年12月10日 規則第22号

平成24年4月1日　 規則第1号

平成27年4月1日　 規則第1号

平成28年3月29日　規則第3号

平成28年10月5日　規則第5号

平成28年12月26日 規則第9号

平成29年3月31日　規則第4号

令和元年12月13日　規則第5号

目次

第１章　総則（第１条－第７条）

第２章　初任給（第８条－第１３条）

第３章　昇格その他の異動（第１４条－第２２条）

第４章　昇給（第２３条－第３０条）

第５章　雑則（第３１条・第３２条）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規則において、次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

（１）　「昇格」とは、職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。

（２）　「降格」とは、職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

（３）　「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。

（４）　「必要経験年数」とは、職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。

（５）　「在級年数」とは、職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。

（６）　「必要在級年数」とは、職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。

（７）　「正規の試験」とは、組合長が行う公開競争試験又は組合長がこれに準ずると認める試験をいう。

（級別資格基準表）

第３条　職員の職務の級の決定は、この規則で別に定める場合を除き次に掲げる級別資格基準表によるものとする。

行政職給料表級別資格基準表（別表第１）

２　級別資格基準表は、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

３　級別資格基準表の職務の級欄に掲げる上段の数字は、当該職務の級に決定されるための１級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。

第４条　級別資格基準表は、試験又は職種欄に掲げる試験又は職種の区分に応じて適用するものとする。

２　級別資格基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表（別表第２）に定める区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることがその者に有利である場合にはその区分によることができる。

３　第１項の規定によって適用される級別資格基準表の試験又は職種欄に対応する学歴免許欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員の学歴免許欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。

第５条　級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表において別に定めるもののほか、前条第２項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

２　職員の前条第２項の規定の適用に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第３）の定めるところにより経験年数として換算することができる。

第６条　職員に適用される級別資格基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表（別表第４）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、級別資格基準表において別に定めるもののほか、前条の規定によるその者の経験年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

第７条　正規の試験の行われる職の属する職務の級における在級年数は、職員がその試験の結果に基づいて当該職務の級の資格を取得した時以後の在級年数とする。

第２章　初任給

（職務の級の決定）

第８条　新たに職員となる者の職務の級は、次の各号のいずれかの基準により決定するものとする。

（１）　その者の職務の級を正規の試験の行われる職の属する職務の級に決定しようとする場合は、その試験の結果により選択されること。

（２）　その者の職務の級を特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号の試験の行われる職と同等と組合長が認める場合は、その者の職務の級を正規の試験の行われる職の属する職務の級に決定すること。

（３）　前２号によるほか、その者の職務の級を決定しようとする場合は、その決定しようとする職務の級について級別資格基準表に定める資格を有すること。ただし、第１２条各号のいずれかに掲げる者から新たに職員となった者又は第１３条に該当する者について、部内の他の職員との均衡上必要があると認める場合は同表に掲げる必要経験年数の８割以上１０割未満の年数をもって同表の必要経験年数とすることができる。

（初任給の基準）

第９条　新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給がその者の資格に応じて別表第５に定める行政職給料表初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、その者に適用しようとする同表の号給がその者の属する職務の級における最低の号給に達しないときは、その最低の号給とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、それより上位の号給とすることができる。

２　初任給基準表は、その者に適用される試験又は職種欄及び学歴免許欄の区分に応じて適用するものとし、同表の学歴免許欄の区分の適用については、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

３　前条第２号に該当する職員に初任給基準表を適用する場合は、同条第１号に該当する職員に準じて取り扱うものとする。

（修学年数による初任給の調整）

第１０条　新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際してその者の職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とすることができる。

（経験年数による初任給の調整）

（経験年数による初任給の調整）

第１１条　次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有するものの号給は、第９条第１項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に当該経験年数の月数を１２月（その者の経験年数のうち５年を超える経験年数（第４号に掲げる者で必要経験年数が５年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって組合長が特に有用であると認めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して組合長が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、１８月）で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第７に定める昇給号給数表のＣ欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（組合長の定める者にあっては、当該号給の数に３を超えない範囲内で組合長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

（１）　第８条第１号に該当する者についてはその者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴（前条の規定の適用を受けるものについては、その際に用いられた学歴）を取得した時又はその者の正規の試験の合格が確定した時以後の経験年数

（２）　第８条第２号に該当する者については、その者の職務に有用な免許その他の資格（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴）を取得した時以後の経験年数

（３）　前２号又は次号に該当する者以外の者については、その者に適用される初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴、免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴、免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

（４）　第１号又は第２号に該当する者以外の者で、基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者については、その者に適用される級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

２　新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同条の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

３　第１項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前２項に定めるもののほか、第５条及び第６条の規定を準用する。

第１２条　次の各号に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給について、前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、前条の規定にかかわらずその者の号給を決定することができる。

（１）　他の地方公共団体の職員

（２）　国家公務員

（３）　その他組合長が前各号に準ずると認める者

第１３条　新たに職員を特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において、第１１条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、同条の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

第３章　昇格その他の異動

（昇格の場合の職務の級の決定）

第１４条　職員を昇格させるときは、その者の経験年数又は在職年数が級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達しているときは、１級上位の職務の級の決定について必要な資格を有するものとする。ただし、その者の勤務成績が特に良好であるときは、別に定めるものほか、同表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数の８割以上１０割未満の年数をもって同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

２　前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において１年以上在級していなければ、昇格させることができない。ただし、在級年数が１年に満たない者を職務の特殊性により特に昇格させる必要がある場合においてはこの限りでない。

第１５条　第８条第２号に該当して職務の級が決定された職員及び第１７条の規定により第８条第２号に該当して昇格した職員に、級別資格基準表を適用する場合は、同条第１号に該当する職員に準じて取り扱うものとする。

第１６条　職員に級別資格基準表を適用する場合には、次に掲げる期間をその者の在職年数として通算することができる。

（１）　第２１条の規定を適用して、職務の級及び給料月額が決定された者については、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して別に定める期間

（２）　第１２条又は第１３条の規定の適用を受けて号給が決定された者については、部内の他の職員との均衡を考慮して別に定める期間

第１７条　現に職員である者が、第８条第１号の資格を取得したとき、若しくは同条第２号の資格を取得したものと組合長が認めたとき、又は級別資格基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる基準の定めのある試験又は職種欄に属する職に異動した結果上位の職務の級に昇格する資格を有するに至ったときは、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

第１８条　職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第１４条の規定にかかわらず昇格させることができる。

（昇格の場合の号給）

第１９条　職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第６に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

２　第１４条及び前２条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が２級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ１級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

３　降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前２項の規定にかかわらず、組合長の定める号給とする。

（降格の場合の号給）

第２０条　職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

２　職員を降格させた場合で当該降格が２級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ１級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

３　前２項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（初任給基準を異にする異動）

第２１条　職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職に異動させる場合において、その異動させようとする職の属する職務の級については、その者の資格に応じて、昇格若しくは降格させ、又は引き続き従前の職務の級に留まらせるものとする。

（初任給基準表の適用を異にして異動した場合の号給）

第２２条　前条の規定による職員の異動後の号給は、次の各号に定める号給とする。

（１）　次号に掲げる者以外の者については、新たに職員となったとき（免許等を必要とする職に異動した者は、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、そのときの初任給を基準とし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格及び昇給の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日に受けることとなる号給

（２）　その初任給の決定について第１２条又は第１３条の規定の適用を受けた職員については、別に定める基準に従い、前号の規定に準じて再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号給

第４章　昇給

（昇給日）

第２３条　条例第５条第３項の規則で定める日は、第２６条又は第２７条に定めるものを除き、毎年４月１日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第２４条　職員を条例第５条第３項の規定により昇給させるには、その者の職務について監督する地位にある者から昇給させようとする者の勤務成績についての証明を得て行うものとする。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（昇給区分及び昇給の号給数）

第２５条　職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第４号又は第５号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、組合長の定めるところにより行うものとする。

（１）　勤務成績が極めて良好である職員　Ａ

（２）　勤務成績が特に良好である職員　Ｂ

（３）　勤務成績が良好である職員　Ｃ

（４）　勤務成績がやや良好でない職員　Ｄ

（５）　勤務成績が良好でない職員　Ｅ

２　次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

（１）　組合長の定める事由以外の事由によって昇給日前１年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の６分の１に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第５号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。）　Ｄ

（２）　組合長の定める事由以外の事由によって基準期間の２分の１に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員　Ｅ

３　前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（Ａ及びＢの昇給区分を除く。）に決定することができる。

４　前３項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるＡ又はＢの昇給区分に決定する職員の数の割合は、組合長の定める割合におおむね合致していなければならない。

５　条例第５条第３項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第７に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

６　前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第２２条第２号若しくは第２９条第１項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１２月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（組合長の定める職員にあっては、第１項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で組合長の定める号給数）とする。

７　前２項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

８　第５項又は第６項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第２１条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第５項及び第６項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

９　一の昇給日において第１項の規定により昇給区分をＡ又はＢに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員、第４項の組合長の定める割合等を考慮して組合長の定める号給数を超えてはならない。

（研修、表彰等による特別昇給）

第２６条　勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に条例第５条第３項の規定による昇給をさせることができる。

（１）　職員研修に参加し、その成績が特に良好な場合　成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

（２）　業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合　表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

（３）　職制上若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合　退職の日

（特別の場合の特別昇給）

第２７条　勤務成績が良好である職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、条例第５条第３項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第２８条　第２３条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

（号給の決定の特例）

第２９条　現に職員である者が上位の号給の額を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号給を初任給として受けるべき額の号給に達するまで上位に決定することができる。

２　初任給の基準の改正に伴い、新たに当該基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められる職員については、その者の号給を上位に決定することができる。

（復職時等における号給の調整）

第３０条　休職（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５５条の２第１項ただし書の許可を受けた場合を含む。以下同じ。）にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職又は休暇の期間を休職期間等換算表（別表第８）により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調製することができる。

第５条　雑則

（給料の訂正）

第３１条　職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第３２条　この規則により難い事情があると認めるときは、別段の定めをすることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

（職員の職務の級並びに初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の廃止）

２　職員の職務の級並びに初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成３年規則第５号）は、廃止する。

附　則（平成２０年３月２８日規則第２号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月１日規則第５号）

この規則は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年１２月１０日規則第２２号）

この規則は、平成２２年１２月２０日から施行する。

附　則（平成２４年４月１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年４月１日規則第１号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は平成２８年１月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２９日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年１０月５日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年１２月２６日規則第９号）

この規則は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日規則第４号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

（平成２９年４月１日における昇給の特例）

２　この規則の施行の日における一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号。以下「給与条例」という。）第５条第３項の規定による昇給（以下「特例昇給」という。）については、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）第２５条の規定は、適用しない。

３　特例昇給に係る給与条例第５条第３項の規定の適用については、同項の規定中「同日前１年間」とあるのは「平成２９年１月１日から同年３月３１日までの期間」とする。この場合において、職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同条第４項及び第５項の規定にかかわらず、同条第３項の期間の全部を良好な成績で勤務した場合における昇給の号給数をそれぞれ１号給とすることを標準として、次項で定める基準に従い決定するものとする。

４　特例昇給をさせる場合の号給数は、新規則第２４条に規定する勤務成績に基づくものとし、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給数とする。この場合において、第３号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、組合長の定めるところにより行うものとする。

（１）　勤務成績が極めて良好である職員　２号給以上（給与条例第５条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、組合長の定める号給数）

（２）　勤務成績が良好であると認められない職員以外の職員（前号に掲げる職員を除く。）１号給（給与条例第５条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、０号給）

（３）　勤務成績が良好であると認められない職員　０号給

５　組合長が定める事由以外の事由によって平成２９年１月１日から同年３月３１日までの期間の２分の１に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第３号に掲げる職員に該当する職員を除く。）は、前項の規定にかかわらず、昇給しない。

６　前項の規定の適用を受ける職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に昇給させないことが著しく不適当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ組合長と協議して、昇給させることができる。

附　則（令和元年１２月１３日規則第５号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表級別資格基準表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 試験又は  職種 | | 学歴免許 | 職務の級 | | | | | |
| １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 |
| 正規の試験 | 上級 | 大学卒 |  | ３ | ４ | ４ | ２ | ２ |
| ０ | ３ | ７ | １１ | １３ | １５ |
| 中級 | 短大卒 |  | ５．５ | ４ | ４ | ２ | ２ |
| ０ | ６ | １０ | １４ | １６ | １８ |
| 初級 | 高校卒 |  | ８ | ４ | ４ | ２ | ２ |
| ０ | ８ | １２ | １６ | １８ | ２０ |
| その他 | | 中学卒 |  | ９ | ４ | ４ | ２ | ２ |
| ３ | １２ | １６ | ２０ | ２２ | ２４ |

備考

１　試験又は職種欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。

２　試験又は職種欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」は職員採用上級試験及びこれに準ずる正規の試験を示し、「中級」は、職員採用中級試験及びこれに準ずる正規の試験を示し、「初級」は、職員採用初級試験及びこれに準ずる正規の試験を示す。

別表第２（第４条関係）

学　歴　免　許　等　資　格　区　分　表

人事院規則９－８別表第３の例による。

別表第３（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経歴の種類 | 職員の職務との関係 | 換算率 | 備考 |
| 国家公務員、地方公務員又は旧公営企業体、政府関係機関の職員としての在職期間 | 職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間 | １０割以下 |  |
| その他の期間 | ８割以下 |
| 民間における企業体、団体等の職員としての在職期間 | 直接関係があると認められるもの | １０割以下 |  |
| その他のもの | ８割以下 |
| 学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 |  | １０割以下 | 在学期間は正規の修学年数の範囲内 |
| その他の期間 | 直接関係があると認められるもの | １０割以下 |  |
| その他のもの | ５割以下 |  |

別表第４（第６条関係）

修　学　年　数　調　整　表

人事院規則９－８別表第５の例による。

別表第５（第９条関係）

行政職給料表初任給基準表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 試験又は職種 | | 学歴免許 | 初任給 |
| 正規の試験 | 上級 |  | １級２５号給 |
| 中級 |  | １級１５号給 |
| 初級 |  | １級　５号級 |
| その他 | | 高校卒 | １級　１号級 |

備考　試験又は職種欄に掲げる「正規の試験」及び「その他」の区分並びに正規の試験の区分に掲げる「上級」、「中級」及び「初級」の区分は、行政職給料表、級別資格基準表の備考第１項及び第２項に定めるところによるものとし、その基準学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

別表第６（第１９条関係）

昇　格　時　号　給　対　応　表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 昇格した日の前日に受  けていた号給 | 昇格後の号給 | | | | |
| ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 11 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 |
| 12 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 |
| 13 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 |
| 14 | 1 | 1 | 1 | 6 | 6 |
| 15 | 1 | 1 | 1 | 7 | 7 |
| 16 | 1 | 1 | 1 | 8 | 8 |
| 17 | 1 | 1 | 1 | 9 | 9 |
| 18 | 1 | 2 | 2 | 10 | 10 |
| 19 | 1 | 3 | 3 | 11 | 11 |
| 20 | 1 | 4 | 4 | 12 | 12 |
| 21 | 1 | 5 | 5 | 13 | 13 |
| 22 | 1 | 6 | 6 | 14 | 14 |
| 23 | 1 | 7 | 7 | 15 | 15 |
| 24 | 1 | 8 | 8 | 16 | 16 |
| 25 | 1 | 9 | 9 | 17 | 17 |
| 26 | 1 | 10 | 10 | 18 | 18 |
| 27 | 1 | 11 | 11 | 19 | 19 |
| 28 | 1 | 12 | 12 | 20 | 20 |
| 29 | 1 | 13 | 13 | 21 | 21 |
| 30 | 1 | 14 | 14 | 22 | 22 |
| 31 | 1 | 15 | 15 | 23 | 23 |
| 32 | 1 | 16 | 16 | 24 | 24 |
| 33 | 1 | 17 | 17 | 25 | 25 |
| 34 | 2 | 18 | 18 | 26 | 26 |
| 35 | 3 | 19 | 19 | 27 | 27 |
| 36 | 4 | 20 | 20 | 28 | 28 |
| 37 | 5 | 21 | 21 | 29 | 29 |
| 38 | 6 | 22 | 22 | 30 | 30 |
| 39 | 7 | 23 | 23 | 31 | 31 |
| 40 | 8 | 24 | 24 | 32 | 32 |
| 41 | 9 | 25 | 25 | 33 | 33 |
| 42 | 10 | 26 | 26 | 34 | 34 |
| 43 | 11 | 27 | 27 | 35 | 35 |
| 44 | 12 | 28 | 28 | 36 | 36 |
| 45 | 13 | 29 | 29 | 37 | 37 |
| 46 | 14 | 30 | 30 | 38 | 38 |
| 47 | 15 | 31 | 31 | 39 | 39 |
| 48 | 16 | 32 | 32 | 40 | 40 |
| 49 | 17 | 33 | 33 | 41 | 41 |
| 50 | 18 | 34 | 34 | 42 | 41 |
| 51 | 19 | 35 | 35 | 43 | 42 |
| 52 | 20 | 36 | 36 | 44 | 42 |
| 53 | 21 | 37 | 37 | 45 | 43 |
| 54 | 22 | 38 | 38 | 46 | 43 |
| 55 | 23 | 39 | 39 | 47 | 44 |
| 56 | 24 | 40 | 40 | 48 | 44 |
| 57 | 25 | 41 | 41 | 49 | 45 |
| 58 | 25 | 41 | 42 | 50 | 45 |
| 59 | 26 | 42 | 43 | 51 | 46 |
| 60 | 26 | 42 | 44 | 52 | 46 |
| 61 | 27 | 43 | 45 | 53 | 47 |
| 62 | 27 | 43 | 45 | 54 | 47 |
| 63 | 28 | 44 | 45 | 55 | 48 |
| 64 | 28 | 44 | 46 | 56 | 48 |
| 65 | 29 | 45 | 46 | 57 | 49 |
| 66 | 29 | 45 | 46 | 58 | 49 |
| 67 | 30 | 46 | 47 | 59 | 50 |
| 68 | 30 | 46 | 47 | 60 | 50 |
| 69 | 31 | 47 | 47 | 61 | 50 |
| 70 | 31 | 47 | 48 | 62 | 50 |
| 71 | 32 | 48 | 48 | 63 | 50 |
| 72 | 32 | 48 | 48 | 64 | 50 |
| 73 | 33 | 49 | 49 | 65 | 50 |
| 74 | 33 | 49 | 49 | 66 | 50 |
| 75 | 34 | 49 | 49 | 67 | 50 |
| 76 | 34 | 49 | 50 | 68 | 50 |
| 77 | 35 | 50 | 50 | 68 | 51 |
| 78 | 35 | 50 | 50 | 68 | 51 |
| 79 | 36 | 50 | 51 | 68 | 51 |
| 80 | 36 | 50 | 51 | 68 | 51 |
| 81 | 37 | 51 | 51 | 69 | 51 |
| 82 | 37 | 51 | 52 | 69 | 51 |
| 83 | 38 | 51 | 52 | 69 | 51 |
| 84 | 38 | 51 | 52 | 69 | 51 |
| 85 | 39 | 52 | 53 | 69 | 51 |
| 86 | 39 | 52 | 53 | 70 | 51 |
| 87 | 40 | 52 | 53 | 70 | 51 |
| 88 | 40 | 52 | 53 | 70 | 51 |
| 89 | 41 | 53 | 54 | 71 | 52 |
| 90 | 41 | 53 | 54 | 72 | 52 |
| 91 | 42 | 53 | 54 | 73 | 52 |
| 92 | 42 | 53 | 54 | 74 | 52 |
| 93 | 43 | 53 | 55 | 75 | 53 |
| 94 |  | 54 | 55 |  |  |
| 95 |  | 54 | 55 |  |  |
| 96 |  | 54 | 55 |  |  |
| 97 |  | 54 | 55 |  |  |
| 98 |  | 54 | 56 |  |  |
| 99 |  | 55 | 56 |  |  |
| 100 |  | 55 | 56 |  |  |
| 101 |  | 55 | 56 |  |  |
| 102 |  | 55 | 56 |  |  |
| 103 |  | 55 | 57 |  |  |
| 104 |  | 56 | 57 |  |  |
| 105 |  | 56 | 57 |  |  |
| 106 |  | 56 | 57 |  |  |
| 107 |  | 56 | 57 |  |  |
| 108 |  | 56 | 58 |  |  |
| 109 |  | 56 | 58 |  |  |
| 110 |  | 57 | 58 |  |  |
| 111 |  | 57 | 58 |  |  |
| 112 |  | 57 | 58 |  |  |
| 113 |  | 57 | 59 |  |  |
| 114 |  | 57 |  |  |  |
| 115 |  | 57 |  |  |  |
| 116 |  | 58 |  |  |  |
| 117 |  | 58 |  |  |  |
| 118 |  | 58 |  |  |  |
| 119 |  | 58 |  |  |  |
| 120 |  | 58 |  |  |  |
| 121 |  | 58 |  |  |  |
| 122 |  | 59 |  |  |  |
| 123 |  | 59 |  |  |  |
| 124 |  | 59 |  |  |  |
| 125 |  | 59 |  |  |  |

別表第７（第１１条、第２５条関係）

昇　給　号　給　数　表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 昇給区分 | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ |
| 昇給の号給数 | ８以上 | ６ | ３ | ２ | ０ |
| ２以上 | １ | ０ | ０ | ０ |

備考

この表に定める上段の号給数は条例第５条第４項の規定の適用を受ける職員に、下段の号給数は条例第５条第５項の適用を受ける職員に適用する。

別表第８（第３０条関係）

休職期間等調整換算表

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 引き続いて勤務しない期間についての換算率 |
| 公務上の負傷又は疾病 | ３／３以内 |
| 通勤による負傷又は疾病 |
| 勤務時間条例第１７条に規定する介護休暇 |
| 結核性疾患 | １／２以内 |
| 結核性以外の心身の故障 | １／３以内 |
| 刑事事件に関する起訴（無罪になった場合に限る。） | ３／３以内 |
| 地方公務員法第５５条の２第1項ただし書の許可を受けた場合 | ２／３以内 |